

非常災害・交通障害発生時の対応について

北海道恵庭南高等学校長

- ◎ 本校は、【生徒の安全確保】を何よりも最優先といたします。
- ◎ 生徒自身や家族など、危険を感じたら安全を確保し、命を守ることを第一に行動してください。
- ◎ 登校に関して無理をしないで下さい。
- ◎ 避難指示または特別警報の発令及びＪＲやバス等の交通障害発生時には、欠席等の扱いについても生徒の不利益になる取扱はいたしません。

1 避難指示または特別警報が発令された場合

(1) 恵庭市に発令

学校自体が臨時休校となります。

(2) 生徒が居住する地域に発令された場合

該当する生徒は登校する必要はありません（登校しないで下さい。）

「出席停止扱い」となります。

【留意していただきたいこと】

- ① 気象庁・ＪＲ・市役所等のホームページのほか、各種ホームページ等で最新の情報を確認してください。前日の帰りのＳＨＲまでに確定した情報があれば各ＨＲでアナウンスいたします。
- ② 各生徒の登校開始時刻前に、上記のアナウンス（避難指示や特別警報）が発令された場合には「出席停止扱い」となりますので登校しないで下さい。
- ③ 登校途中に発令された場合には、まず第一に「自身の安全を確保し、生命を守る行動」をとって下さい。また、現地の警察官や係員等の指示に従って下さい。
- ④ 登校後に発令された場合には、ケース毎に学校での待機や下校等を検討し、実施いたします。
- ⑤ 学校のホームページにも、緊急時には情報を掲載する予定ですが、状況によって不可能な場合やタイムラグが生じることもありますので、各種の避難指示や警報等の確認は、必ず各自で行って下さいますようお願いいたします。

2 ＪＲやバス等が運休等の場合になったとき

各種交通手段の運休等が決定しましたら、該当交通手段等を利用する生徒は「出席停止扱い」となります。

【留意していただきたいこと】

- ① 生徒が利用するＪＲ各駅やバス会社への問い合わせや、各種ホームページ等で最新の情報を確認してください。前日の帰りのＳＨＲまでに確定した情報があれば各ＨＲでアナウンスいたします。
- ② 各生徒の登校開始時刻前に、上記のアナウンス（ＪＲやバス等の運休）が決定された場合には「出席停止扱い」となりますので登校しないで下さい。
- ③ 登校途中に決定された場合には、現地の係員（ＪＲやバス会社等の担当の方）の指示に従って下さい。また、保護者及び学校に連絡をして下さい。
- ④ 登校後に決定された場合には、ケース毎に学校での待機や下校等を検討し、実施いたします。
- ⑤ 学校のホームページにも、緊急時には情報を掲載する予定ですが、状況によって不可能な場合やタイムラグが生じることもありますので、各種の交通機関の情報の確認は、必ず各自で行って下さいますようお願いいたします。

3 その他のケースについて

避難指示や特別警報が発令されていない状況でも、各家庭において通学困難と判断された場合には、学校へ連絡し出席等の取扱について指示を仰いで下さい。

4 臨時休業となった授業時間等については、生徒の学びの保障のため、長期休業期間を利用するなどの方法で、補充授業を行うことを原則とします。